

第1回石巻市立高等学校統合準備委員会

日時：平成22年5月11日（火）

午後1時30分～

場所：石巻市役所（学校教育課）
402会議室

次 第

1 開 会

- (1) 会長挨拶
委員

2 協 議

- (1) 「石巻市立高等学校再編の基本方針」について
- (2) 石巻市立高等学校統合準備委員会要綱について
- (3) 教育目標等の設定について
- (4) 教育課程の編成について
- (5) 統合工程表について
- (6) その他

1) 次回検討事項

教育目標等の設定について

教育課程の編成について

学校運営方針の設定について

4 その他

- (1) 次回の日程（案）について

（案）・・・日時：平成22年6月9日（水） 午後1時30分～

場所：石巻市役所（学校教育課）

5 閉 会

第1回石巻市立高等学校統合準備委員会
(資料)

平成22年5月11日(火) 13:30～

402会議室

石巻市立高等学校再編の基本方針

石巻市教育委員会では、平成20年4月に「石巻市立高等学校将来構想策定検討委員会」を設置し、中学校卒業者の減少、生徒の価値観の多様化、男女共学化の進行、進路選択状況の変化等の諸状況に鑑み、さまざまな視点から市立高等学校の将来像について検討いただいていたが、市教育委員会としても「魅力ある学校づくり」について議論するため、平成21年4月に教育委員協議会を設置し、調査、研究を重ねてきた。

平成21年10月26日に、策定検討委員会から、市立高等学校のあるべき姿についての2年間にわたる検討結果をとりまとめた報告書の提出があり、その中で、市立高等学校の在り方と形態として

- (1) 現在の市立高等学校2校を統合し、統合後は女子校とすること
- (2) 施設は、現石巻市立女子高等学校校舎を使用すること
- (3) 教育課程については、生徒のニーズや社会の動向に対応できるよう、普通科及びその他の学科の設置も視野に入れ、①コース制、②類型制、③コース制と類型制の併用型も採用できるようにすること

の3項目が提言され、さらに魅力ある学校づくりのために考慮すべきこととして、6項目の工夫・検討事項が示された。

教育委員協議会では、これらの内容を尊重し、「魅力ある学校づくり」の観点及びそれまでの調査、研究の内容に照らして検討した結果、下記のとおり基本方針を策定した。

記

- 1 市立高等学校の在り方
石巻市立女子商業高等学校と石巻市立女子高等学校を統合し、女子校として新設する。
- 2 施設
通学の利便性や学び舎環境等の観点から、現市立女子高等学校の施設を活用する。
- 3 学科
統合校は、普通科コース制（類型を含む）を採用する。
設置コースについては3コースとし、普通科系、家庭科系及び商業科系のコースを設ける。
なお、多様な進路希望や興味・関心に応じた科目選択を可能とする類型（例えば、進学、ビジネス、調理、福祉、介護、保育等）の設定を検討することとし、生徒が自らの可能性を拓くことができるよう配慮する。
- 4 学級数及び定員
学級数及び定員は、6クラス、240名とする。
なお、宮城県における県立高等学校再編計画を考慮するとともに、進学状況を勘案しながら、現状に合った規模を継続検討する。
- 5 統合目標年度
統合目標年度を平成25年度とし、同年度から現市立高等学校2校の募集を停止するとともに、統合校を新設する。
- 6 施設の改修
平成24年度を目標に、施設の一部改修を含めた耐震補強工事を実施する。

7 市立高等学校統合準備委員会の設置及び検討項目

統合に向け、平成22年度に市立高等学校統合準備委員会を設置する。同準備委員会では、これまでの市立高等学校の歴史、伝統及び校風の継承に配慮しながら、時代の潮流を的確に把握し、新たな発想による学校的设计を行うものとし、両校参加のもとに以下の項目等について検討する。なお、同委員会の組織等については、別に定める。

- ・生徒個々の「豊かな人間性」や「社会人としての品格」を重視した教育課程及び教育内容の在り方
- ・「魅力ある学校づくり」の視点に立っての教育活動の在り方
- ・校名、校歌、校訓、校章、制服等の制定

幹事会事前確認事項

- 1 「市立高等学校再編の基本方針」の確認と要点
 - (1) 女子校として新設
 - (2) 現市立女子高等学校の施設を核要する（耐震改修等が伴う）
 - (3) 普通科コース制を採用し、普通科系、家庭科系、商業科系の3コースを設ける。
(※名称も具体的にこれから考えなければならない。)
(※類型の設定を検討する・・・進学、ビジネス、調理、福祉、介護、保育等)
 - (4) 学級数及び定員（各コース2クラスずつ）
 - (5) 統合目標年度（平成25年統合を目標）
 - (6) 平成24年度を目標に、施設の一部改修を含めた耐震補強工事
 - (7) 統合準備委員会を設置し、次の内容の実施計画を策定
 - ・生徒個々の「豊かな人間性」や「社会人としての品格」を重視し、教育課程及び教育内容の在り方
 - ・「魅力ある学校づくり」の視点に立っての教育活動の在り方
 - ・校名、校歌、校訓、校章、制服等の制定

石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱 (案)

(設置)

第1条 石巻市立高等学校再編の基本方針に基づき、石巻市立高等学校統合実施計画を策定するため、石巻市立高等学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育目標及び運営目標等に関する事項
- (2) 学校組織及び校務分掌に関する事項
- (3) 教育課程の編成及び教育内容等に関する事項
- (4) 施設及び設備に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員会で検討することが適当と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもって充て、副委員長は、教育委員会事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条に掲げる事項を調査及び研究するため、委員会に石巻市立高等学校統合準備委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は学校教育課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者で構成する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条に掲げる事項を専門的に調査及び研究させるため、必要に応じて、委員会に作業部会を置くことができる。

(会議の非公開)

第8条 委員会、幹事会及び作業部会（以下「委員会等」という。）の会議は、原則として非公開とする。ただし、会議要旨及び資料については公開するものとする。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

別表第1 (第3条第3項関係)

教育総務課長、学校教育課長、学校管理課長、市立女子高等学校長、市立女子商業高等学校長

別表第2 (第6条第4項関係)

学校教育課担当指導主事、市立女子高等学校教頭、同校教務主任、市立女子商業高等学校教頭、同校教務主任、市立女子高等学校長及び市立女子商業高等学校長が指名する者

統合組織図

教育委員会
(決議)



統合準備委員会

メンバー
教育長
教育委員会事務局長
教育総務課長
学校教育課長
学校管理課長
市立女子高等学校長
市立女子商業高等学校長



作業部会

幹事会
(調査及び研究)

メンバー
市立女子高等学校教頭
市立女子高等学校教務主任
市立女子商業高等学校教頭
市立女子商業高等学校教務主任
両校校長が指名する者
学校教育課長
学校教育課担当指導主事

教育目標等の検討資料

教育基本法より

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標) ← (教育の方針)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

※太字は、新たに明文化された重視すべき理念

学校教育法より

[目的]

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

[目標]

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

教育目標等の構成

1 校 訓

礼儀 品格 敬愛

2 教育目標

- (1) 知性と教養を身に付け、社会人としての品格を涵養する。(知性と品格)
- (2) 礼節をもって、周囲と強調し、適切な人間関係を築く。(人間関係)
- (3) 自他の敬愛と奉仕の精神をもって、社会に貢献する態度を養う。(社会貢献)

3 学習指導、生徒指導及び進路指導の大綱

- (1) 学習指導 (授業及び読書指導)
 - 1)
 - 2)
 - 3)
- (2) 生徒指導 (生活指導、保健及び安全指導)
 - 1)
 - 2)
 - 3)
- (3) 進路指導 (勤労観及び就業観育成指導)
 - 1)
 - 2)
 - 3)

4 各部の努力目標と具体策

- (1) 総務部
 - 1)
 - 2)
 - 3)
- (2) 教務部
 - 1)
 - 2)
 - 3)
- (3) 生徒指導部
 - 1)
 - 2)
 - 3)
- (4) 進路指導部
 - 1)
 - 2)
 - 3)
- (5) 図書部 (情報処理部)
 - 1)
 - 2)
 - 3)
- (6) 保健部 (保健厚生部)
 - 1)
 - 2)
 - 3)

<教育課程検討資料>

新学習指導要領

第3款 各教科・科目の履修等

1 各教科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間

(1) すべての生徒に履修させる各教科・科目(以下「必履修教科・科目」という。)は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。

ア 国語のうち「国語総合」

イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目

ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」

エ 数学のうち「数学Ⅰ」

オ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」とする。)又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目

カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」

キ 芸術のうち「院学Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目

ク 外国語のうち「コミュニケーション英語Ⅰ」(英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。)

ケ 家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目

コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目

必修単位数の試算

ア 国語	4
イ 地歴	4～8
ウ 公民	2～4
エ 数学	3
オ 理科	4～6
カ 保健体育	9～10
キ 芸術	2
ク 外国語	3
ケ 家庭	2～4
コ 情報	2
<hr/>	
	35～46

※必修単位数を確定し、最終的にコース及び類型の最大単位数を22程度にすること。

統合校の教育課程イメージ

共通選択(進学・ビジネス・調理・福祉・介護・保育等)			単位
普通科系コース	家庭科系コース	商業科系コース	コース
普 通 科			必修35、46・その他
品格教育			3
総合的な学習の時間			3
L	H	R	3
			90

81

9

平成25年度入学生用教育課程表

	1 年			2 年			3 年		
	(普通コース)	(家庭コース)	(商業コース)	(普通コース)	(家庭コース)	(商業コース)	(普通コース)	(家庭コース)	(商業コース)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27	品格教育1			品格教育2			品格教育3		
28									
29	総合的な学習の時間			総合的な学習の時間			総合的な学習の時間		
30	L H R			L H R			L H R		

検討順位について

